

消費生活センター情報 岡市消費生活センター(市民協働課内) ☎・☎(582)1148 ☎(583)3911

くらしのたより No.18

今回のポイント 身に覚えのない請求ハガキが届いても、
かかわらないようにしましょう

昨年春ごろに多発していた架空請求ハガキの相談が、また多く寄せられるようになりました。今回送られているハガキは「民事訴訟最終通達」というタイトルで、「契約中もしくは債権譲渡された企業・団体から契約不履行で訴状が提出されている。取り下げるには最終期日までに連絡をするように」と書かれており、さらに「最終期日までに連絡なき場合は、財産の差し押さえを強制的に履行される場合がある」と書いています。しかし、いつ、どこで、何を買い、何を契約したかなど具体的なことは、一切記載されていません。

送り主の名称は「訴訟通達センター」という、裁判所をイメージさせ不安をあおるものであったり、「国民生活センター」「消費者センター」のような公的な相談窓口を騙ったりするものもあります。

ハガキだけではなく封筒に入った文書で裁判所からと誤解させるようなものが届いたり、携帯電話に架空請求メール、なりすましメールが届くなど、さまざまな手段が使われています。これらはすべて詐欺です。連絡してきた人を脅し、お金を支払わせることが目的なので、連絡はしない、かかわらないことが大切です。

身に覚えのないハガキや封筒、メールが届いても慌てて相手に連絡せず、消費生活センターに相談してください。

国勢調査をはじめとする統計調査は、調査対象となった人に負担を掛けるばかりではなく、多くの人手とお金が掛かります。しかし、調査をして正確な情報を得ないと、現状を知ることが出来ず、国や自治体は適切な政策ができなくなります。そうすると政策自体が無駄になり、結局多くの人手とお金が無駄遣いされることになりかねません。

統計調査員は県知事から委嘱された非常勤の公務員です。公務員規定に基づき、調査で知った情報を口外することはありません。

次の国勢調査は令和2年10月1日を基準日として実施されます。

なぜ統計調査に協力しないといけないの

おはなしの



国勢調査や経済センサスなど、国や地方自治体は定期的にさまざまな統計調査を実施しています。

行政が行う統計調査の種類や活用について学ぶシリーズです。



統計調査の趣旨を理解いただき、統計調査に協力をお願いします。